

京都府緊急事態措置に係る対応について（４月２４日）

国の緊急事態宣言の発令を受け、京都府は緊急事態措置として、京都府全域に４月２５日から５月１１日まで「外出の自粛」「催物（イベント等）の開催自粛」「施設の使用制限等」等要請されました。

市民、事業者のみなさまには、緊急事態措置の実施に加えて、引き続き、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底と、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着をお願いするとともに、飲食機会の感染予防対策として「きょうとマナー」のご協力を重ねてお願いします。

一人ひとりの行動が感染の拡大を防ぐことに繋がります。引き続き市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

1 外出の自粛【京都府緊急事態措置】（特措法第４５条第１項）

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、特に２０時以降の徹底した不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けた行動、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること。
（特措法第２４条第９項に基づく要請）
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。
- ・医療機関・高齢者施設等における面会は自粛すること。

2 催物（イベント等）の開催自粛【京都府緊急事態措置】

- ・イベント主催者・施設管理者に対し、開催規模、開催場所（屋内、屋外を問わない）にかかわらず、原則として無観客で開催すること。

【市が主催する催物（イベント等）の対応について】

- ・中止又は延期した催物は、別紙１のとおり

3 施設の使用制限等【京都府緊急事態措置】

飲食店への要請（特措法第45条第2項に基づく）

施設の種類の種類	内 訳		要請内容
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 バー、カラオケボックス※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	酒類提供又はカラオケ設備提供をする場合	施設の休止
	【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	酒類提供又はカラオケ設備提供をしない場合	営業時間短縮 (5時から20時まで)

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理や酒類提供・カラオケ設備使用は自粛を要請。

【営業にあたっての要請事項】

(特措法第45条第2項に基づくもの)

- ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨
 - ・ 感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止
 - ・ 手指の消毒設備の設置、施設の消毒
 - ・ マスクの着用その他の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
 - ・ 正当な理由がなくマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を講じない者の入場の禁止
 - ・ 施設の換気
 - ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止 等感染防止対策を行うこと。
- (特措法第24条第9項に基づくもの)
- ・ CO2センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

(1) 休止要請をしない施設（政令第11条関連）

施設の種類の種類	内 訳	要請内容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	オンラインの活用
②学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	・部活動の自粛 ・オンラインの活用 ・学校教育活動を行うにあたって感染防止策を徹底。別紙1に留意
③図書館	図書館	(法に基づかない働きかけ) 適切な入場整理
④商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料)の店舗	感染防止対策の徹底
⑤サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス(理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等)を営む店舗	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛

※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外(感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請)

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（2）休止を要請する施設（床面積1,000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	1000㎡以下
①映画館等	映画館、プラネタリウム	休止	(法に基づかない働きかけ) ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(5時から20時まで)
②商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等 (生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)		
③運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場	原則休止 (全国大会等は無観客化)	
	ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	休止	
④遊興施設	個室ビデオ店、ライブハウス、射的場、勝馬投票券発売所等		
⑤博物館等	博物館、美術館等		
⑥サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等		

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（3）イベントに準じた取扱いを要請する施設（施設規模に関わらず要請）

施設の種類	内 訳	要請内容
①劇場等	劇場、観覧場、演芸場	無観客開催
②遊技施設	テーマパーク、遊園地	
③集会・展示施設※	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	・イベントで使用する場合、無観客開催 (以下、法に基づかない働きかけ) ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(5時から20時まで)
④ホテル・旅館※	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
⑤運動施設※	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	
⑥結婚式場	結婚式場	・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛(45条②) ・営業時間短縮(5時から20時まで)(45条②) (法に基づかない働きかけ) ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内
⑥葬祭場	葬祭場	(法に基づかない働きかけ) ・酒類提供の自粛

※ 個人の打合せ、練習、プレー等による使用は可

【市施設の対応について】

- ・使用を制限する施設は別紙2のとおりとする。

4 職場への出勤等【京都府緊急事態措置】

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・ 職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。

5 公共交通機関等への働きかけ【京都府緊急事態措置】

(特措法によらない働きかけ)

- ・ 地下鉄、バス等の交通事業者に対して、平日の終電の繰上げ、週末休日における減便等や、主要ターミナルにおける検温の実施等の協力を依頼
- ・ 事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の協力を依頼

6 学校等の対応について

緊急事態宣言発出期間の末日までの学校等の対応は以下のとおりとする。

- ・ 感染リスクの高い教育活動は一時的に停止する。
- ・ 宿泊を伴う教育活動（修学旅行など）は実施しない。
- ・ 校外での教育活動（野外活動、遠足など）は実施しない。
- ・ 学校外の者が参加して行われる校内での活動（公開授業、PTA行事など）は原則実施しない。
- ・ 部活動は、原則、自校生で校内のみ、2時間以内とする。

7 広報の充実

- ・ 市長メッセージの発出（FMいかる等）
- ・ 緊急事態措置の内容周知（啓発チラシの配布等）
- ・ 大型連休中の窓口対応
 - ・ コロナ対策について【防災・危機管理課】
 - ・ ワクチン接種について【保健推進課】
 - ・ 学校関係について【学校教育課】

別紙 1

中止又は延期した催物（イベント等）一覧

令和3年4月24日現在

日時	イベント等名	対応	担当課
4月23日(金)～	水源の里老富シャガミツマタ花やどり休憩所	中止	定住・地域政策課
4月25日(日)	手づくり市(あやべ特産館)	中止	観光交流課
4月28日(水)	東部の交通とくらしを考える会総会	中止	市民協働課
4月29日(木)	あやべ丹の国まつり	中止	観光交流課 (あやべ丹の国まつり実行委員会)
4月30日(金)	日本語教室・外国人相談	中止	企画政策課
5月3日(月)	綾部ふれあい牧場まつり	中止	農政課
5月7日(金)	日本語教室・外国人相談	中止	企画政策課
5月8日(土)	綾部市環境市民会議 総会	中止	環境企画課
5月12日(水)	上林川を美しくする会 代表委員会	中止	環境企画課
5月20日(木)	行政相談	中止	
5月23日(日)	綾部市消防団水防訓練及び機関員研修会	延期	消防本部 警防課
6月6日(日)	二王門登山レース	中止	文化・スポーツ振興課
6月6日(日)～ 7月11日(日)	団長点検	中止	消防本部 管理課
7月24日(土)	あやべ水無月まつり	中止	観光交流課 (あやべ水無月まつり実行委員会)

別紙 2

使用を制限する施設一覧

令和3年4月24日現在

施設の種類	施設名	使用(利用)	期間	備考	担当課
集会・展示施設	あやべハートセンター	可(時短)	4/25～5/11		市民協働課
	田野コミュニティセンター	可(時短)	4/25～5/11		市民協働課
	高津コミュニティセンター	可(時短)	4/25～5/11		市民協働課
	人権福祉センター綾部会館	可(時短)	4/25～5/11		人権推進課
	人権福祉センター物部会館	可(時短)	4/25～5/11		人権推進課
	人権福祉センター栗文化センター	可(時短)	4/25～5/11		人権推進課
	宮代コミュニティセンター	可(時短)	4/25～5/11		人権推進課
	男女共同参画センター	可(時短)	4/25～5/11		人権推進課
	共同集会所	可(時短)	4/25～5/11		人権推進課
	保健福祉センター	可(時短)	4/25～5/11		保健推進課
	福祉ホール	可(時短)	4/25～5/11		社会福祉課
	かんばやし交流館	可(時短)	4/25～5/11		高齢者支援課
	老人憩の家	可(時短)	4/25～5/11		高齢者支援課
	I・Tビル	可(時短)	4/25～5/11		商工労政課
	市民ホール	可(時短)	4/25～5/11		商工労政課
	ものづくり交流館	可(時短)	4/25～5/11		商工労政課
	綾部工業団地・交流プラザ	可(時短)	4/25～5/11		商工労政課
	林業センター	可(時短)	4/25～5/11		林政課
	二王公園	不可	4/26～5/11		観光交流課
	奥上林研修センター	可(時短)	4/25～5/11		定住・地域政策課
	水源の里・老富会館	可(時短)	4/25～5/11		定住・地域政策課
	桜が丘一丁目コミュニティセンター	可(時短)	4/25～5/11		定住・地域政策課
	桜が丘二丁目コミュニティセンター	可(時短)	4/25～5/11		定住・地域政策課
	里山交流研修センター	可(時短)	4/25～5/11		観光交流課
	研修センター	可(時短)	4/25～5/11		文化・スポーツ振興課
	山家城址館	可(時短)	4/25～5/11		都市計画課
梅里苑	可(時短)	4/25～5/11		都市計画課	
中央公民館	可(時短)	4/26～5/11		社会教育課	
地区公民館	可(時短)	4/26～5/11		社会教育課	
運動・遊戯施設	なかすじ児童センター体育館	可(時短)	4/25～5/11		こども支援課
	市民センター(あやべ・日東精工アリーナ)	不可	4/26～5/11		文化・スポーツ振興課
	総合運動公園体育館	不可	4/26～5/11		文化・スポーツ振興課
	総合運動公園第2体育館	不可	4/26～5/11		文化・スポーツ振興課
	渕垣グラウンド	可(時短)	4/25～5/11		文化・スポーツ振興課
	総合運動公園弓道場	可(時短)	4/25～5/11		文化・スポーツ振興課
	高倉公園テニスコート	可(時短)	4/25～5/11		文化・スポーツ振興課
文教施設	小・中学校	可	4/26～5/11	学校開放は時短	学校教育課
	教育集会所	可(時短)	4/25～5/11		学校教育課
	学習館	可(時短)	4/25～5/11		学校教育課
博物館等	天文館	可(時短)	4/25～5/11		社会教育課
その他	清山荘	不可	4/25～5/11		高齢者支援課
	ふるさと味あやべ工房	不可	4/26～5/11		農政課
	あやべ山の家	不可	4/26～5/11		観光交流課
	あやべ温泉 二王館	不可	4/26～5/11		観光交流課
	あやべ温泉	不可	4/26～5/11		観光交流課

※施設の事務室等は原則開設しています。

※時短とは、営業時間短縮のことを言う。